セカンドオピニオン

東京地下鉄株式会社

第 63 回社債（一般担保付）（グリーンボンド）定期モニタリング

2026 年 11 月 9 日

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：税所さやか

格付投資情報センター(R&I)は東京地下鉄の依頼に基づき、東京地下鉄が 2024 年 2 月に策定したグリーンボンド・フレームワークに従って以下の債券の調達資金の充当やレポーティングを実施していることを確認した。

■評価対象

資金調達者	東京地下鉄株式会社
債券名称	第 63 回社債(一般担保付)(グリーンボンド)
発行額	100 億円
発行日	2025 年 5 月 29 日
償還日	2035 年 5 月 29 日

1. 調達資金の使途

調達資金の使途はフレームワークに示された対象プロジェクトから選定されている。

■フレームワークに定めた資金使途

事業区分	対象プロジェクト
クリーン輸送	営業路線における鉄道運行の円滑化による利便性拡大に向けた設備投資 ・ 新型車両導入、車両改造・更新 ・ 線路(トンネル含む)整備・改良・更新 ・ 運行関連電気設備(システム含む)の整備・改良・更新 ・ 駅舎の新設・移設・改良(駅ホーム及び鉄道運行関連施設のバリアフリー化を含む安全性向上) ・ 総合指令所の整備及び車両基地等の技術区整備

株式会社格付投資情報センター
Copyright(C) 2026 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目２２番地テラススクエア　（お問い合わせ）サステナブルファイナンス営業部　TEL 03-6273-7408
セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、適合以外の事柄につき意見を表明するものではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧下さい。

気候変動への適応	大規模水害等を起因とする鉄道運行関連の施設及び設備の浸水対策 ・ 駅舎出入口、坑口(トンネルの入り口部分)、地上駅、変電所等
エネルギー効率	駅構内及び当社関連施設における以下の設備投資 ・ 照明の LED 化 ・ 省エネ効果向上を見込む空調設備導入・更新
再生可能エネルギー	・ 太陽光発電・風力発電に係る設備投資(運営・保守・更新含む) ・ 再生可能エネルギーの調達等
グリーン ビルディング/ エネルギー効率	以下 A 又は B に該当する建物の建設、取得又は改修 A) 債券の発行日から遡って 36 ヶ月以内に以下いずれかの認証を取得・更新した建物 B) 今後以下いずれかの認証を取得・更新する予定の建物 ・ LEED:PLATINUM/GOLD/SILVER ・ BREEAM:outstanding/excellent/very good ・ CASBEE:S/A ・ DBJ Green Building 認証:5 つ星/4 つ星/3 つ星 ・ BELS:5 つ星 ・ ZEB/ZEH/ZEH-M(nearly, ready, oriented を含む)

■選定されたプロジェクト

事業区分	対象プロジェクト	資金使途
クリーン輸送	・ 新型車両導入	半蔵門線 18000 系の新型車両導入
	・ 線路整備・改良・更新	レール交換
	・ 運行関連電気設備(システム含む)の整備・改良・更新	信号設備改良(CBTC 化)、変電所及び電気室の改良・更新
	・ 駅舎の新設・移設・改良(駅ホーム及び鉄道運行関連施設の安全性向上)	南砂町駅改良、渋谷駅移設

2. レポーティング

レポーティングはフレームワークに基づいて実施されている。

(1) 資金充当状況

・ 資金充当の状況はウェブサイトに開示されている。資金使途に関して大きな状況の変化はない。

■フレームワークに定めた開示事項
- 適格カテゴリーごと又はプロジェクトごとの充当額と未充当額
- 未充当額がある場合は、充当予定時期と運用方法
- 新規ファイナンスとリファイナンスの割合

■開示した内容

事業区分/対象プロジェクト		充当金額	新規割合
クリーン輸送	新型車両導入	(新規)830 百万円 (リファイナンス)0 円	100%
	線路整備・改良・更新	(新規)3,000 百万円 (リファイナンス)0 円	100%
	運行関連電気設備(システム含む)の整備・改良・更新	(新規)4,000 百万円 (リファイナンス)0 円	100%
	駅舎の新設・移設・改良(駅ホーム及び鉄道運行関連施設の安全性向上)	(新規)2,128 百万円 (リファイナンス)0 円	100%
合計		(新規)9,958 百万円 (リファイナンス)0 円 (発行諸費用)42 百万円 合計 10,000 百万円	-
未充当資金		0 円	-

(2) 環境改善効果・社会的効果に係る指標

・ 環境改善効果・社会的効果に係る指標はウェブサイトに開示されている。

■フレームワークに定めた開示事項

対象プロジェクト	レポーティング項目
クリーン輸送	・ プロジェクト概要 ・ 車両導入数(編成数) ・ 単位輸送量当たりの CO_2 排出量

■開示した内容

対象プロジェクト	レポーティング項目
新型車両導入	＜プロジェクト概要＞ ・ 半蔵門線 18000 系の新型車両導入 ＜主な効果＞ ・ 高効率な制御装置の採用等により従来の 8000 系と比較して消費電力量を削減。(1 編成あたり CO_2 排出削減量:200t-CO_2/年) ＜実績＞ ・ 4 編成
線路整備・改良・更新	＜プロジェクト概要＞ ・ レール交換 ＜主な効果＞ ・ 摩耗したレール等の交換を実施し、安全・安定輸送の維持に寄与。 ＜実績＞ ・ レール交換延長 35.6km
運行関連電気設備(システム含む)の整備・改良・更新	＜プロジェクト概要＞ ・ 信号設備改良(CBTC 化)、変電所及び電気室の改良・更新 ＜主な効果＞ ・ CBTC の導入により、高い遅延回復効果の実現等質の高い安定した運行サービスを提供可能。 ・ 変電所の設備更新により、鉄道事業用電力の安定供給に寄与。 ＜実績＞ ・ 日比谷線、半蔵門線において CBTC 導入のための工事を実施 変電所 6 箇所及び電気室 19 箇所の設備更新工事を実施 (うち変電所 2 箇所完了、電気室 6 箇所完了)

駅舎の新設･移設･改良（駅ホーム及び鉄道運行関連施設の安全性向上）	＜プロジェクト概要＞ ・ 南砂町駅改良、渋谷駅移設 ＜主な効果＞ ・ 東西線の混雑緩和に向け、ホームの 2 面 3 線化により交互発着可能な駅として遅延吸収機能を備えた駅とすることで、更なる鉄道の利用促進に寄与。 ・ 駅周辺の再開発と連携して、銀座線渋谷駅を移設するための大規模改良工事。駅の安全性向上･利便性向上･快適性向上を図り、更なる鉄道の利用促進に寄与。 ＜実績＞ ・ 東西線南砂町駅の出入口 3 の供用再開、ホーム新設等を実施 銀座線渋谷駅の車庫線の移設を実施

対象プロジェクト	レポーティング項目
クリーン輸送	＜実績＞ ・ 2025 年度単位輸送量当たりの CO_2 排出量（※） 9g-CO_2/人･km ※東京メトロ 9 路線の実績。1 人を 1 ㎞運ぶ場合に排出する CO_2 の量を算出 ＜ご参考＞　2022 年度は 12g-CO_2/人･km

以　上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、 R&I に帰属します。 R&I の事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&I は、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&I の R&I グリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する R&I の意見です。R&I グリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&I グリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I は R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I が R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&I の判断で R&I グリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&I は、R&I が R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&I の R&I グリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報や R&I グリーンボンドアセスメントの使用、あるいは R&I グリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&I グリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022 年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html）に開示しています。

R&I は 2022 年 12 月、金融庁が公表した「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の 6 つの原則とその実践のための指針への R&I の対応状況については R&I のウェブサイト（https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&I と資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&I は ESG ファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客に R&I の ESG ファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&I は、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。